

児童手当制度改正 手続き要否フローチャート

以下のご質問に「はい」または「いいえ」でお答えし、矢印に向かってください。

問1 現在、常総市から児童手当の支給を受けていますか。

※特例給付(子1人につき月額5,000円)受給者も「はい」とお答えください。
※勤務先から児童手当の支給を受けている公務員は、勤務先で手続きしてください。
※施設等入所中のお子さんは、児童手当の支給対象外です。

問2 高校生以上のお子さん(平成14年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方)がいますか。

※過去に常総市で児童手当を受給していたお子さんがいる場合は、「いいえ」とお答えください。

問3 大学生世代のお子さん(平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方)がいて、年齢順にその人を1人目と数えたとき、高校生以下のお子さんが3人目以降となりますか。

手続きが必要です

※児童手当受給者様宛に8月下旬頃、お知らせを郵送予定です。詳しくはお知らせをご覧ください。

原則、手続きは不要です

【高校生以下のお子さんが3人以上いる場合】
原則、手続き不要で支給期間を延長し、児童手当の支給額を変更します。
【高校生以下のお子さんが1人、または2人いる場合】
原則、手続き不要で支給期間を延長しますが、結果として手当の支給額に変更はありません。

手続きが必要です

※高所得により児童手当の支給が受けられなかった方につきましては、保護者様宛に、8月下旬頃、お知らせを郵送予定です。詳しくは、お知らせをご覧ください。
※児童手当の支給を受けていない方で、高校生世代のお子さんがある家庭につきましては、お子様の保護者様宛に、8月下旬頃、お知らせを郵送予定です。詳しくは、お知らせをご覧ください。